

令和 8 (2026) 年度栃木県地域課題解決重点伴走支援事業業務委託
 公募型プロポーザル 実施内容等に係る質問及び回答

令和 8 (2026) 年 2 月 25 日
 栃木県総合政策部地域振興課

No.	質問内容	回答
1	<p>仕様書 4 業務の内容 (1) 市町職員研修会の実施について</p> <p>・ウ 実施時期・回数は 5 月までに 1 回実施するとありますが、それ以降 (2) アドバイザー派遣の進捗に応じ、対象を支援市町の職員に絞り、各市町の支援内容を共有する研修会、県内全市町職員を対象とした成果報告会の実施などの提案は可能でしょうか。</p> <p>・エ 実施場所は原則県庁内会議室とありますが、支援市町の職員に絞った研修会について、代表する支援市町役所内会議室とすることは可能でしょうか。</p>	<p>・対象を絞った研修会や全市町職員を対象とする報告会の実施など、仕様書に記載の無い事業でも市町支援に効果的な事業であれば積極的に提案してください。</p> <p>・実施場所についても提案いただくことは可能ですが、県庁内会議室以外を利用する場合、会場及び会場使用料の確保は受託者の責任において実施してください。</p>
2	<p>仕様書 4 業務の内容 (2) アドバイザーの派遣について</p> <p>・③ヒアリング後の課題整理・見える化では、本事業で対応する課題を 2 課題以上選定するとありますが、支援市町 (最大 3 市町) につき 2 課題以上選定する理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおりです。支援する 1 市町につき 2 課題以上を選定してください。</p>
3	<p>仕様書 4 業務の内容 (2) アドバイザーの派遣について</p> <p>・③では、ヒアリング後に事業立ち上げまでのロードマップ等の作成を行うとありますが、事業化年度 (例えば 5 年以内) などの条件提示はありますでしょうか。</p>	<p>・事業化年度などの条件提示はありませんが、ヒアリング結果等を踏まえて、市町の実情に応じたロードマップ等を作成してください。</p>

4	<p>仕様書 4業務の内容(2)アドバイザーの派遣について</p> <p>・④課題に対応した専門家の選定・派遣では、③の後、課題に対応する専門家を選定とありますが、派遣する専門家人数は3市町×2課題以上=6名以上(課題毎に専門家を選定した場合)と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおりです。課題ごとに専門家を選定し、派遣してください。</p>
5	<p>仕様書 4業務の内容(2)アドバイザーの派遣について</p> <p>・⑤課題に対応した新規事業の立案支援では、④で得た専門家の意見を踏まえて、課題の性質に応じた事業目標を設定するとありますが、事業化年度(例えば5年以内)などの条件提示はありますでしょうか。</p>	<p>・事業化年度などの具体的な条件提示はありませんが、ヒアリングや専門家の意見等を踏まえて、課題の性質や実施事業の内容等、市町の実情に応じた事業目標等を設定してください。</p>
6	<p>仕様書 4業務の内容(2)アドバイザーの派遣について</p> <p>・仕様書 3業務目的には、課題に対する有効な事業の立案や実施中の事業を支援することを目的に実施するとありますが、実施中の事業支援の場合は、令和8(2026年)年度の事業目標を設定するという理解でしょうか</p>	<p>・事業目標設定の具体的な年次指定はありませんが、ヒアリングや専門家の意見等を踏まえて、課題の性質や実施事業の内容等、市町の実情に応じた事業目標等を設定してください。</p>
7	<p>仕様書 4業務の内容(2)アドバイザーの派遣について</p> <p>・支援員の業務として従事する時間の把握が求められていますが、業務時間として含めるべき業務範囲は、支援市町へ直接実施した支援業務のみで、支援業務実施のために支援員が事務所等で行う調査業務や、支援市町への移動時間などは含まれない、という認識でよろしいでしょうか</p>	<p>・直接実施した支援業務以外であっても、市町支援に要する必要な時間であれば、可能な限り把握してください。</p> <p>なお、把握の方法については、事業者の選定後、県と協議の上、決定します。</p>

8	<p>仕様書 4業務の内容 (4) 業務遂行に当たっ ての留意事項について</p> <p>・事業を実施する人員以外に全体を統括する 人員を1名配置することとありますが、全体統 括者がアドバイザーや専門家を兼務するこ とは可能でしょうか。例えば、複数名配置する 予定のアドバイザーの中から1名を、全体統括 者と兼務することは可能でしょうか。</p>	<p>・全体統括者がアドバイザーを兼務することは可 能ですが、全体統括者と専門家は、役割が全く異 なることから、それぞれ専任の方が配置・派遣さ れるものと認識していますが、兼務する場合は例 示いただいたようにアドバイザーを複数名設置す るなど、それぞれの業務に支障がないよう配置し てください。</p> <p>なお、兼務に関係なく、アドバイザーを複数人 設置することは可能です。</p>
9	<p>仕様書 4業務の内容 (5) 全体管理業務（全 体統括者の配置）について</p> <p>・全体統括者とは別に、アドバイザーと専門 家は、それぞれの役割を兼務することは可能 でしょうか。例えば、同一の支援市町に対し 、同じ人物がアドバイザーと専門家を兼ねる こと。あるいは、ある支援市町のアドバイザ ーを務める人物が、別の支援市町で専門家を 務めることは、それぞれ可能でしょうか。</p>	<p>・ある支援市町のアドバイザーを務める人物が、 別の支援市町で専門家を務めることは可能で すが、アドバイザーと専門家は、役割が全く異なる ことから、それぞれ専任の方を配置・派遣するこ とが望ましいと考えます。</p>